

エリアサポート体制 エリア研修（専門性向上・指導力向上研修）実施要領

1 目的

発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導及び支援が切れ目なく行われるようにするために、認定こども園・幼稚園・保育所等、小・中・義務教育学校・高等学校等（以下「学校等」という。）の職員を対象として、特別支援教育に関する実践的な指導力や専門的な知識を高めることを目的とする。

2 主催

当該エリアサポート推進協議会の主催とする。

3 研修の種類及び受講対象

(1) 専門性向上研修

- 特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、通級による指導担当など、特別支援教育を担当する職員

(2) 指導力向上研修

- 全教職員及びその管理職

※ 特に経験の浅い教員には積極的に研修参加の周知を図る。

4 内容

本研修においては、次の事項に関する説明、授業研究、事例発表、情報交換、協議等を行うものとする。特別支援学校の見学や特別支援学級及び通級による指導の授業公開等を適宜設け、教職員の実践力の向上を図るものとする。

- (1) 段階的な校内・園支援体制の構築に関すること
- (2) 合理的配慮の提供や体制整備の在り方に関すること
- (3) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業や過ごしやすい環境づくりに関すること
- (4) 発達障がいの可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校における課題に対する体制整備の在り方に係る取組に関すること
- (5) 「相談支援ファイル」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用に関すること
- (6) 特別な教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方に関すること
- (7) 特別支援学校のセンター的機能の活用に関すること
- (8) 特別の教育課程の編成に関すること
- (9) 幼児児童生徒の実態把握の在り方に関すること
- (10) 保護者との教育相談及び連携に関すること
- (11) その他、特別支援教育に関する専門性の向上に係ること

5 方法

- (1) エリアサポート推進作業部会において具体的な内容等及び年間計画について協議し、決定する。
- (2) 当該エリア担当の県教育庁各教育事務所担当指導主事は、チーフコーディネーター等やエリアコーディネーターと研修の具体的な内容及び実施方法等について協議し、研修を計画する。
- (3) 当該エリア担当の県教育庁各教育事務所指導主事は、市町村教育委員会担当者の協力のもと、研修の案内文書を作成し、当該エリア内各市町村教育委員会を経て、当該エリア内の学校等に案内する。
- (4) 特別支援教育の推進を図るために、オンラインやオンデマンド等の実施形態等の工夫や実施時間についての工夫を行うこと。
- (5) 案内を受けた学校等の職員は、所属長の指導の下、計画的に研修に参加し専門性及び指導力の向上を図る。
- (6) 当該エリア担当の県教育庁教育事務所担当指導主事は、「エリア研修別紙様式」により実施報告書を作成し、研修実施の後3週間以内に、教育庁特別支援教育課に提出する。

6 経費

本研修の実施に必要な経費は、県が事業費の範囲内で負担する。

7 委任

この要領に定めるもののほか、エリア研修の実施に関して必要な事項は、県教育庁特別支援教育課長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。